

土技第 96 号
令和 2 年（2020 年）6 月 4 日

熊本県建設産業団体連合会長 様

熊本県土木部 土木技術管理課長

熊本県土木部発注の土木工事におけるコンクリート圧縮強度試験の適切な実施
について（通知）

このことについて、一般財団法人熊本県建設技術センターにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を受け、令和 2 年（2020 年）4 月 24 日付け土技第 27 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴うコンクリート強度試験の対応について」を通知し、臨機の対応をお願いしてきたところですが、令和 2 年 6 月 1 日付け一般財団法人熊本県建設技術センター事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る建設技術センター試験部の試験体制について」を踏まえ、令和 2 年（2020 年）6 月 1 日から下記の取扱いとしますので通知します。

つきましては、6 月 1 日以降のコンクリート圧縮強度試験について、設計図書に定めがある場合を除いて、土木工事共通仕様書や土木工事施工管理基準等に従い、供試体の材齢が 28 日を超過することがないように、公的機関^(※)において適切に実施していただくようお願いいたします。

貴団体におかれましては、会員へ周知くださるようお願いいたします。

なお、平成 31 年（2019 年）3 月 28 日付け事務連絡「長期休暇等におけるコンクリート強度試験について」は、本通知をもって廃止します。

記

土木工事におけるコンクリートの圧縮強度試験について

【6 月 1 日以降の取扱い】

公的機関^(※)で試験を行う。ただし、公的機関^(※)で試験実施が困難な場合は監督職員と協議し、立会いのうえその他の試験場で実施することができる。（別紙【補足】土木工事施工管理基準抜粋参照）

（※）公的機関

（一財）熊本県建設技術センター、国公立大学、及び（一財）熊本県建設技術センターと水俣地区、人吉球磨地区及び天草地区生コンクリート協同組合との委託契約に基づき、各協同組合が管理する共同試験場を指す。

（参考）【4 月 24 日から 5 月 31 日までの取扱い】

公的機関^(※)に加え、JIS A 5308 の認証を取得した生コンクリート工場で試験を行うことができるものとする。ただし、購入先とは別の工場で試験を行うこと。監督職員及び受注者の臨場は不要とするが、品質管理には十分留意すること。

熊本県土木部 土木技術管理課
技術指導班
喜津木・村上
096-333-2490

○土木工事施工管理基準（平成31年4月 熊本県土木部）からの抜粋

5. 管理項目及び方法

4) 公的機関での試験の実施について

試験（測定）基準のうち公的機関〔（一財）熊本県建設技術センター、国公立大学〕での試験回数（または試験個数）は下記のとおりとする。

なお、コンクリート試験については、（一財）熊本県建設技術センターと水俣地区、人吉球磨地区及び天草地区生コンクリート協同組合との委託契約に基づき、各協同組合が管理する共同試験場も公的機関とみなす。

I コンクリートの圧縮強度試験について

① 無筋コンクリート（1工事当り50m³以上の場合に適用する。）

（ア）50m³から150m³まで1回

（イ）150m³から450m³まで1回

（ウ）450m³から450m³ごと1回

（エ）重力式橋台、橋脚及び高さ2.5m以上の擁壁については、50m³以下でも1回は実施する。

② 鉄筋コンクリート（1工事当り50m³以上の場合に適用する。）

（ア）150m³以下は1回

（イ）150m³を越える毎に1回

（ウ）PC桁、RC桁、床版、橋台及びボックスカルバートについては50m³以下も適用する。

ただし、公的機関で試験実施が困難な場合※は監督職員と協議し、立会のうえその他の試験場で実施することが出来る。

※) 試験実施が困難な場合

① 遠距離の場合〔（一財）熊本県建設技術センターより40km以上〕

② 年度末等で試験が集中して、能力を超える場合

以上の場合は監督職員と打合せのうえ実施するものとする。

[1]品質管理

2. 品質管理基準及び規格値

コンクリートの圧縮強度試験（規格値）

・ 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること

・ 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること

（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）

○土木工事共通仕様書（平成 31 年 4 月 熊本県土木部）からの抜粋

第 5 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 1 節 適用

3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成 25 年 3 月）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。

○コンクリート標準示方書（施工編）（土木学会、平成 25 年 3 月）からの抜粋

2 章 コンクリートの品質

2.3 強度

- (1) コンクリートの強度は、所定の材齢において、設計基準強度を指定された割合以上の確率で下回ってはならない。
- (2) コンクリートの強度は、一般には材齢 28 日における標準養生供試体の試験値で表すものとする。
- (3) コンクリートの圧縮強度試験および引張強度試験は、それぞれ JIS A 1108、JIS A 1113 によるものとする。また、供試体の作り方については、JIS A 1132 によるものとする。
- (4) 必要に応じて、施工時の各段階で必要となるコンクリートの強度発現特性を確認しなければならない。

○コンクリート強度並びに型わく及び支柱の取り外しに関する基準の改訂について（技術的助言）（平成 28 年 3 月 17 日国住指第 4893 号）からの抜粋

1 コンクリート強度に関する基準（昭和 56 年建設省告示第 1102 号）の改正について

- (4) ～略～ 強度試験を行うコンクリートの材齢について、コンクリートの強度発現特性を踏まえ、強度試験により 28 日より前に必要な強度が発現していることを確認した場合にあっては、28 日時点で強度試験を行わない場合でも、28 日時点で必要な強度が発現しているものと扱って差し支えない。